

平成 29 年第 3 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 29 年 3 月 21 日、午後 2 時から市役所 6 階 601・602 会議室において、平成 29 年第 2 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
城所 正彦
保坂 律子
今泉 浩史
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	伊藤 徹男
教育指導担当部長	杉本真紀子
教育総務課長	石田 昭男
学務課長	佐藤篤太郎
指導課長	岸 知聡
生涯学習課長	関口 美鈴
体育課長	安藝 宏延
学校給食課長	榊原 美雪
図書館課長	稲田 基樹

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 齋藤 晃二
教育総務課教育総務係 加藤 綾子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 5 号議案
「平成 29 年度稲城市教育委員会職員の人事について」
- (5) 日程第 5 第 6 号議案
「平成 29 年度稲城市公立学校教職員の人事について」
- (6) 日程第 6 第 7 号議案
「平成 29 年度稲城市立小・中学校医等の委嘱について」
- (7) 日程第 7 第 8 号議案
「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」
- (8) 日程第 8 第 9 号議案
「稲城市社会教育委員の委嘱について」

- (9) 日程第9 第10号議案
「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」
- (10) 日程第10 報告事項

委員 長 今日、東京の桜の開花宣言がされました。日本で一番早いということで、それも9年ぶりだということで。そういう中で、第3回稲城市教育委員会定例会を開会させていただきます。

初めに、まず、傍聴者の方々にお願いがございます。1、会議に対して可否を表明したり、騒いだり、その他会議の妨害をしないでください。2、会議開催中はみだりに席を離れないでください。3、決められた出入り口から入退場してください。4、傍聴人は委員席に入ることはできません。5、携帯電話・スマートフォンをお持ちの方は電源をお切りください。これらの事項を守ってください。以上です。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、保坂委員にお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

教育長から教育行政報告の申し出がございます。日程第3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長

- 1 教育委員会後援名義について
- 2 寄附について
- 3 稲城市特別支援教室設置検討委員会について
- 4 平成28年度第1回稲城市職員安全衛生委員会について

学務課長

- 1 平成29年2月分不登校による欠席児童・生徒数について
- 2 平成28年度区市学校保健会代表者連絡協議会について
- 3 第1回稲城市立学校学区変更検討会について
- 4 第2回稲城市立学校学区変更検討会について

- 5 平成28年度第4回東京都市学事・保健・給食担当課長会について
- 6 東大和市新学校給食センター視察について
- 7 平成28年度第9回稲城市特別支援教室設置検討委員会について
- 8 平成28年度第10回稲城市特別支援教室設置検討委員会について
- 9 平成28年度第2回稲城市学校保健連絡会について
- 10 第3回稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴う厨房機器業者選定委員会について

- 指導課長
- 1 担当者事業について
 - 2 推進事業について
 - 3 研修事業について
 - 4 教育センター関係について

- 生涯学習課長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 芸術文化活動の振興について
 - 4 文化財の保護と普及について
 - 5 生涯学習推進事業について
 - 6 学校施設コミュニティ開放事業について
 - 7 放課後子ども教室参加状況について
 - 8 公民館主催事業の実施状況について
 - 9 iプラザの主な主催事業の実施状況について
 - 10 平成29年2月 生涯学習課利用統計について

- 体育課長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
 - 2 市立公園内運動施設管理運営について
 - 3 社会体育施設管理運営について
 - 4 学校開放事業について
 - 5 社会体育指導者養成事業について
 - 6 ヴェルディ支援推進事業について

- 学校給食課長
- 1 平成28年度第3回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会場長会について
 - 2 平成28年度第2回稲城市栄養連絡会について
 - 3 東大和市新学校給食センター現地視察について
 - 4 平成28年度第1回稲城市職員安全衛生委員会について
 - 5 稲城第二中学校学校保健委員会について
 - 6 平成28年度第2回稲城市学校保健連絡会について
 - 7 平成28年度多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について

て

- 8 平成28年度第4回給食主任会について
- 9 平成28年度食に関する指導研修会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館の主催事業について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 地域との連携について
 - 6 学校との連携について
 - 7 視察について
 - 8 図書館の利用状況（平成29年1月、2月）について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第5号議案「平成29年度稲城市教育委員会職員の人事について」、日程第5 第6号議案「平成29年度稲城市公立学校教職員の人事について」、日程第6 第7号議案「平成29年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」、日程第7 第8号議案「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」、日程第8 第9号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」及び日程第9 第10号議案「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

第5号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案、第9号議案及び第10号議案につきましては人事案件であることから秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第5号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案、第9号議案及び第10号議案は秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

（暫時休憩）※関係者以外の職員と傍聴者は退席する

（これより第5号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案、第9号議案及び第10号議案は秘密会）

秘密会議録は別紙

(これにて第5号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案、第9号議案及び第10号議案の秘密会は終了)

委員長 再開いたします。

これより、第5号議案「平成29年度稲城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第5号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、第6号議案「平成29年度稲城市公立学校教職員の人事について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第6号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、第7号議案「平成29年度稲城市立小・中学校学校医等の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第7号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、第8号議案「稲城市文化財保護審議会委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第8号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、第9号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第10号議案「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第10「報告事項」です。本日の報告は2件です。

「稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴う厨房機器業者選定について」を学務課より、「稲城市長峰スポーツ広場ネーミングライツパートナー決定について」を体育課より、説明をお願いいたします。

学務課長 稲城市立学校給食共同調理場第一調理場建替移転に伴う厨房機器業者選定につきまして、資料に沿ってご説明させていただきます。

1、選定方法です。第一調理場建替移転に伴う厨房機器業者選定の公募型プロポーザルにおいて、庁内の厨房機器業者選定委員会により、書類審査、プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、提案内容の企画性、業務遂行能力、機器の能力・機能、経済性、価格等を総合的に評価し、実施設計に採用していく企画提案を選定いたしました。

2、選定経過です。平成28年12月21日の第1回選定委員会、ここから開始となりました。第1回の選定委員会を開催し、プロポーザルの日程・審査基準、実施要領、仕様書などについて協議しました。平成29年1月13日、そこで決まった実施要領、仕様書等を公表しました。1月23日、参加申込書の提出期限で、1社のみ提出でした。翌日24日に、第2回選定委員会を開催し、参加申し込みのあった業者の参加資格を審査しました。また、評価基準について協議をしました。1月25日、参加資格確認通知書とその業者に対して交付しております。1月31日が質問書の提出期限で、2月2日にその質問に対して回答をしております。2月17日、企画提案書類等の提出期限でしたが、参加申し込みのあった業者からは提出がありました。そして2月27日、第3回選定委員会を開催し、プレゼンテーション、質疑応答を実施しまして、その後、審査をいたしました。その結果を3月1日、審査結果について通知をするとともに、ホームページに掲載し、公表いたしました。

3、選定委員会の委員の構成です。教育部長、都市建設部参事、企画部企画政策課長、総務部総務契約課長、教育部学校給食課長、教育部学校給食課技能長、稲城市立稲城第一小学校長、栄養士の8人です。

4、提案者。こちら1社のみで、株式会社中西製作所でした。

次ページ、5、採点結果です。各選定委員による個人採点の後、検討・協議により、選定委員会としての評価点を決定しました。19項目の素点評価で、水準と認められる場合は3点ということにしまして、1点から5点で採点しまし

た。平均が3.8点で、合計点数としては155点満点中118点ということで、76.1%の得点率となって、水準点を合計しますと93点ですので、全体的に優秀な提案と認められるのではないかという結論に至っております。

6、採用の可否、可ということで採用となりました。採用となった企画提案者は、今後の設計業務全般に関して、技術的な助言や協力をするものとします。また、厨房機器購入契約における優先交渉権を有するものとしております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 はい、ありがとうございました。
それでは、体育課長、次をお願いいたします。

体育課長 それでは、稲城長峰スポーツ広場ネーミングライツパートナー決定について、ご報告をいたします。お手元の資料に沿いまして、ご説明いたします。

まず、決定業者ですが、企業名、東京ヴェルディ1969フットボールクラブ株式会社。所在地が東京都稲城市矢野口4015-1。代表者は代表取締役社長羽生英之。愛称ですが、稲城長峰ヴェルディフィールドにいたしました。ネーミングライツ料は、消費税込みで年間25万円。期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間です。

経過ですが、28年12月1日から7日まで募集要項の配布。28年12月21日と22日の2日間で募集書類の受付。平成29年2月16日に、稲城長峰スポーツ広場ネーミングライツの審査会を開催しました。

応募団体等の状況ですが、この決定しました東京ヴェルディ1969フットボールクラブ株式会社1社のみでございました。

今後の予定、3月中旬になっていますが、もう間もなくネーミングライツパートナーとの協定書の締結をします。4月1日からネーミングライツの開始で、市の広報、ホームページ、公共施設予約システムなどでPRしてまいります。

その他ですが、現在、施設内外に設置しておりますサイン、看板等の表示の変更については、ネーミングライツ料とは別に、ネーミングライツパートナーが負担することになっております。以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございました。報告事項の説明は終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。どうぞ、今泉委員。

今泉委員 調理場についての質問です。5番の採点結果で、非常に点数もよかったのかなと認識しておるんですけども、19項目の素点評価で、1点とか2点とかがついたような項目は出たんでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 採点結果で1点、2点がついたところは1項目もありませんでした。最低で3点、中には5点をつけているところもあったという結果になっておりました。

今泉委員 わかりました。そのままいったとして、もし1点、2点ついているところがあれば、誰かしらがそこ気になったのかなという意味合いで質問させていただきました。3点以上ということではよかったと思います。

委員長 ほかにいかがですか。はい、どうぞ。

保坂委員 公募型プロポーザルで提案者が1社だったということですがけれども、これは他市でも同じような形で入札した場合に1社ということが多いのでしょうか。本市だけだったのでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 全てを調査したわけではないんですけども、例えば隣の府中市は公募型ではなく指名型で6社ぐらい指名してプロポーザルをやったというのがございまして、そういうところは複数の会社で競うような形です。帯広市は、公募型でやったんですが、そこは1社ということではなくて3社ぐらいが来たということです。ほかはどうかというところは調査はできていないんですけども、必ずしも1社というところもないでしょうし、1社のところもあり得るのではないかなと考えております。

保坂委員 ありがとうございます、わかりました。

委員長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、城所委員。

城所委員 二つの報告事項に関係するところかなと思うんですけど、両方とも提案者が1社、応募者が1社ということで。基本的に素点評価だから、比べるとかいう話ではないと思うんですけど、例えば、経済性とか価格等という部分においては、ある程度、評価基準をどこかで設定することが想定としてあると思うんですけど。評価基準となり得るものは、どういうところからとっているんですか。

学務課長 その点については、前回でしたか、教育委員会定例会の中で、低かった場合はどうするんだという質問が出されてきて。そのときには、まだ決めてはいなかったんですけども。その1件を受けて、選定委員会でお諮りしまして、余りにも低いと再考をせざるを得ないんじゃないかという結論になりました。まず、そういった基本的な考えがありました。

例えば、コストの面で言いますと、想定される厨房機器の定価、数億という

場合、例えば入札をしたときに、稲城市の場合、平均的にどのぐらいまで価格が落ちているかということ、ある程度の何億から何億の間というのを一つの基準ということでお示しをさせていただいて、出てきたその見積額はどうかと、そういったことで価格面では審査をしていただいております。

あとは、ほかの面についても、例えば提案内容の適格性ということで、敷地内における調理場の考え方とか、ゾーニングとか、厨房機器の選定・特徴とか、そういったような指標というものはあるんですけども、実際にその車の移動がスムーズにいくのかどうかという敷地の配置とか、あと非汚染作業区域、汚染作業区域の、そのゾーニングがきちんとされているかどうか、その中で職員の動線や食材の動線とかがどうなっているか、そういったようなものを評価の視点ということでいくつか、そんなに細かくはないんですけども、お示しをさせていただいて、その中でそれぞれの委員さんに考え採点をしていって進めてきたところでございます。

城所委員 わかりました。そういった評価基準は、大変失礼な話ですけど、その選定委員会の委員さんだけで決められるものなのかなと、ちょっと疑問に思ったんですけど、その辺はどうなのでしょう。

委員長 学務課長。

学務課長 委員さんには、先ほど申し上げた構成で、調理場の専門分野の方もいらっしゃいます。建築面での専門家もいらっしゃいます。また、全体的に教育的な視点で見るような、あとは契約だったり企画ということで、そういった面ではいろいろな視点でこの評価基準というものを審査できているのではないかなと感じているところです。

城所委員 わかりました。ありがとうございます。
続けて、ネーミングライツの25万というのはどういう。

体育課長 まず、ネーミングライツパートナーの審査の基準、最初にパートナーとしてその資格があるかどうかという部分がありますが、稲城長峰スポーツ広場の指定管理者の共同企業体、東京ヴェルディグループ、ヴェルディとオーエンスなんですけど、その東京ヴェルディグループの一つの会社ということで、一応、資格としては大丈夫だろうと、事務局のほうで報告させていただいたものです。指定管理者を選定するときに既にもう審査しておりますので、ネーミングライツパートナーとしてふさわしいというか、条件として大丈夫だろうということで報告いたしまして、それで審査になっています。

また、25万というのは、最低の金額というのは特に定めておりませんでした。パートナー応募者の提示金額でそれを決定したということです。

城所委員 その価格の妥当性というのはどうなのでしょう。

体育課長 妥当性としては、市内の健康プラザがありますけど、あちらの金額を比較対象にしなければいけないかなと思ったんですけど。向こうとこちらの、車の通りとかも考えたら、特に同じじゃなくても大丈夫じゃないかということで。あと、健康プラザが決定した時代というか時期と今を考えて、25万が妥当じゃないかということで、一応、審査の中で決まったということです。

城所委員 はい、わかりました。

委員長 どうぞ。

保坂委員 ネーミングライツパートナーの期間ですけれども、5年間となっているので、また、5年が経過したときには再募集をするということですか。

委員長 体育課長。

体育課長 募集要項の中で、最低5年間ということで、10年でもよかったんですけど、一応5年間を向こうも希望してきたので、5年後にまた選定をさせていただきます。募集をかけます。

保坂委員 じゃあ、確認ですけれども、そのときに、ヴェルディじゃない、よそから応募があった場合には、この名称は変わる可能性もあると理解してよろしいですか。

委員長 体育課長。

体育課長 同じような募集要項とすると今考えられるんですけど、そのときに、金額、その他いろいろ審査しまして、変わる場合もあると想定しています。

保坂委員 わかりました。一応もう一度確認ですけど、そうするとヴェルディフィールドじゃなくて、何々フィールドあるいは何とか広場と変わる可能性はあると理解してよろしいですね。

委員長 体育課長。

体育課長 おっしゃるとおりでございます。

保坂委員 はい、ありがとうございます。

委員 長 どうぞ、今泉委員。

今泉委員 体育課へ質問で、5、その他で、現在施設内外に設置しております云々という
ことで、表示変更をヴェルディでやるということですがけれども、これって全
て体育課で把握しているのでしょうか。

委員 長 体育課長。

体育課長 把握しております。大体16カ所、そのくらいあります。

今泉委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 長 ほかにはいかがですか。よろしいですか。

(な し)

委員 長 それでは、ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後3時57分閉会)